

## 固定資産台帳の活用に係る検討

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・固定資産台帳の活用について、どのようなことが考えられるか（固定資産台帳の情報（記載項目）自体の有用性、固定資産台帳整備の効果、の観点。）。
- ・各地方公共団体に固定資産台帳の整備を推進するにあたり、どのような提示をしていくことが効果的か。

○論点整理の考え方

- ・「固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討」において、固定資産台帳の整備目的について、「できる限り資産管理目的としても活用できるものとすることを推進すべきである。」とされていることを踏まえ、資産管理については提示することとなるのではないか。
- ・また、固定資産台帳を整備することがすなわち何らかの効果・効用を生じている場合もあるため、そのことについても提示できるのではないか。
- ・これらのことについては、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（平成22年3月、地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ）（以下「財務書類の活用と公表」という。）において提示されているところであるが、別紙のとおり検討する。

○台帳整備の方向性

- ・「財務書類の活用と公表」では、固定資産台帳の活用について、別紙のようなことについて提示しているが、これら以外に提示できることはないか、また、どのように提示をしていくことが効果的か（指針等）、今後、継続して検討を行うことが望ましい。

# 固定資産台帳の活用について

○ 「財務書類の活用と公表」を踏まえると、下記の活用方法が考えられる

## ①資産管理のデータベース化

固定資産の基本的な情報(施設の名称、所在地、価額情報等)については、資産管理にも有効と考えられるため、資産管理目的としても活用できるものである。

従来、部署ごとに公有財産台帳や道路台帳等により管理していたものが、固定資産台帳として整備することにより、資産情報が一元管理(データベース化)され、全庁的な観点からの資産管理が可能となる。

## ②資産・財政状況の把握・分析

固定資産台帳の個別の記載項目からは、例えば以下のことが把握・分析できる。また、固定資産台帳は、個々の資産ごとの積み上げであり、施設ごと、事業ごとなどの括りでさまざまな比較分析が可能。

### 【売却可能区分】

総資産のうち、どの程度売却可能なものがあるか把握が可能。更に、時価等の情報を備えることによって、売却した場合にどの程度の収入となるか把握が可能。

### 【目的別資産区分】

総資産のうちの目的別の資産の割合の把握が可能。目的別所有資産の現状の割合を把握することによって、今後の整備・維持方針、事業の方向性の検討の足がかりとすることができる。

### 【減価償却累計額】

資産の取得価額との対比によって、資産老朽化比率を算出することができる。また、経年比較を行うことによって、資産老朽化の進行度合いを見ることができる。

## 固定資産台帳の活用について

### ③施設更新の将来見通し

地方公共団体の将来の資産更新必要額について、固定資産台帳のデータを基に、一定の前提(※)を置くことにより、具体的に何年後に資産更新が集中するか等の推計が可能。

これにより更新時期の平準化や、施設の用途・必要性の見直し等の計画的な資産管理につながるもの。

なお、財源情報を加えることにより、施設更新等の優先順位付けに寄与できる。

※(1)全ての資産を取得原価(又は時価等)で作り直す、(2)耐用年数終了時に設備の更新を行う、等

### ④施設白書等の作成

固定資産台帳のデータに加えて、利用者数(件数)、稼働率、コスト(管理費、事業運営費、光熱水費等)等の情報を組み合わせることにより、より詳細な分析を行うことが可能となり、施設白書の作成・更新等につながる事が可能。

⇒ 「財務書類の活用と公表」では、固定資産台帳の活用について、以上のようなことについて提示しているが、これら以外に提示できることはないか、また、どのように提示をしていくことが効果的か(指針等)、今後、継続して検討を行うことが望ましい。